

事務連絡  
令和6年3月12日

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ  
女性リーダー育成型  
各実施機関実施責任者 殿  
各実施機関事務連絡担当者 殿

文 部 科 学 省  
科学技術・学術政策局  
人材政策課人材政策推進室

科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ  
(女性リーダー育成型)」における補助対象となる経費の取扱いについて

「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業の実施に当たっては、選定年度の公募要領及びQ&Aに基づき実施していただいているところですが、補助対象となる経費について、令和6年度より下記のとおり取り扱うことといたします。つきましては、関係者にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 公募要領「(6) 補助対象となる経費」の主な変更点について

【経費③】

RA や TA など実験・データ解析等を実質的に補助する研究活動支援のみならず、当該研究者が担う教育・研究・事務業務等を支援する者について、事業実施機関の規程に基づき雇用するための経費を措置できるよう改正

【経費⑫】

旅費のみならず、本取組に必要となる経費を措置できるよう改正

【経費⑭～⑰】

共同実施機関がない場合であっても適用できるよう改正

【経費⑳】

本事業は、他国の後塵を拝している我が国の女性研究者割合の増加を目的のひとつとして実施されるものであることに鑑み、留学生をフェローシップの対象とする場合は、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、より多様な国・地域からの受入れを進めるように検討いただくこと、また実績報告時に支給対象者の状況を確認するため※3を追加

【その他】

公募要領「(5) 申請対象となる取組」(具体的な取組例)に掲げる各取組の順番毎に、「(6) 補助対象となる経費」の各経費を並べ替えることに伴い、各経費の記載順が入れ替わります。

なお、新旧対照表は別表のとおりです。併せてご参照ください。

## 2. 留意点

今回の補助対象となる経費の改正に伴い、従来計画に加え、新たに取り組を実施する場合であっても、補助金の増額を行うものではありません。当初の計画を元に着実に事業を実施し、初期の目標を達成していただく必要があります。

また、事業内容の見直しにより、補助事業の内容及び経費の区分の変更を行う必要が生じた場合には、科学技術人材育成費補助金交付要綱第8条1項の規定に基づき、速やかに変更承認申請書を提出し、承認を受けるようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、後日、国立研究開発法人科学技術振興機構 科学技術人材育成費補助事業のホームページに掲載する予定です。

(掲載予定 URL : [https://www.jst.go.jp/shincho/kan/josei\\_shien.html](https://www.jst.go.jp/shincho/kan/josei_shien.html))

本事業の適切な執行に当たり、引き続きご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

### 【本件担当】

<事業内容全般に関する問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室 基礎人材推進第二係

電話 : 03-6734-4021

E-mail : kiban@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ先>

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

科学技術振興機構 人財部 科学技術イノベーション人材育成室 受託業務グループ

科学技術人材育成費補助事業

電話 : 03-5214-3404 (代)

E-mail : stsr@jst.go.jp

別表

令和6年度 公募要領		令和4年度、令和5年度 公募要領		改正の趣旨・内容
大項目 (新設)	小項目			
(指導的地位に占める女性研究者の割合向上に係る経費)	1 機関に属する特に優秀な女性研究者への顕彰・研究費の支援に必要な経費	⑪ 機関に属する特に優秀な女性研究者への顕彰・研究費の支援に必要な経費		
	2 女性研究者の雇用経費※1 (上位職と現職との差額に限る)	㉑ 女性研究者の雇用経費※2 (上位職と現職との差額に限る)		・並べ替えに伴う※番号の改正 ・Q&A2208に補足説明を追加
(研究力の向上に係る経費)	3 女性研究者の研究力向上のための競争的研究費獲得セミナー等の開催に必要な経費	⑨ 女性研究者の研究力向上のための競争的研究費獲得セミナー等の開催に必要な経費		
	4 女性研究者の海外研究機関への派遣や、研究専念制度等の実施に必要な旅費、滞在費、研究費 (この場合においては、補助金による女性研究者への支援に加え、自主的に、若手研究者にも対象を広げて海外研究機関へ派遣等を行う取組とすることを要件とする。)	⑲ 女性研究者の海外研究機関への派遣や、研究専念制度等の実施に必要な旅費、滞在費、研究費 (この場合においては、補助金による女性研究者への支援に加え、自主的に、若手研究者にも対象を広げて海外研究機関へ派遣等を行う取組とすることを要件とする。)		
	5 女性研究者が海外派遣や研究専念制度等により不在とする期間、実施機関において当該女性研究者が行うことを予定していた教育・研究活動を代わりに実施する者の雇用等経費	㉒ 女性研究者が海外派遣や研究専念制度等により不在とする期間、実施機関において当該女性研究者が行うことを予定していた教育・研究活動を代わりに実施する者の雇用等経費		
	6 女性研究者の研究力向上や上位職への登用につながる、研究リーダーに相応しい研究能力やマネジメント能力等の育成に必要な経費	⑩ 女性研究者の研究力向上や上位職への登用につながる、研究リーダーに相応しい研究能力やマネジメント能力等の育成に必要な経費		
(研究効率の向上に係る経費)	7 女性研究者 (男性研究者※2も対象) の研究効率向上のための実験ノートの電子化、研究室のスマートラボトリ化等に必要な経費	㉓ 女性研究者 (男性研究者※1も対象) の研究効率向上のための実験ノートの電子化、研究室のスマートラボトリ化等に必要な経費		・並べ替えに伴う※番号の改正
	8 女性研究者 (男性研究者※2も対象) の研究効率向上のため、大学の異なるキャンパス間や遠隔での研究遂行、在宅勤務等を可能とする研究環境の整備等に必要な経費	㉔ 女性研究者 (男性研究者※1も対象) の研究効率向上のため、大学の異なるキャンパス間や遠隔での研究遂行、在宅勤務等を可能とする研究環境の整備等に必要な経費		・並べ替えに伴う※番号の改正
(機関連携や共同研究の推進に係る経費)	9 共同研究等の推進に向けた勉強会・ワークショップ・研究成果発表会等の開催に必要な経費	⑭ 連携機関において行う共同研究等の推進に向けた勉強会・ワークショップ・研究成果発表会等の開催に必要な経費		・共同実施機関がない場合であっても適用できるよう改正
	10 9の取組等の結果として、機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費	⑮ ⑩の取組等の結果として、連携機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費		・同上
	11 機関内保育所及び相談室を共同利用するために必要な経費	⑰ 連携内保育所及び相談室を共同利用するために必要な経費		・同上
	12 連携機関が相互に連絡調整を行うための経費 (通信運搬費等)	⑱ 連携機関が相互に連絡調整を行うための経費 (通信運搬費等)		
	13 女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費 (旅費・消耗品費)	⑯ 連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費 (旅費・消耗品費)		・同上
(課題を有する分野に係る経費)	14 産学連携による共同研究等において女性研究者が研究代表者となったもの (女性だけでなく、男性を含めたグループも含む。) に係る研究費	㉕ 産学連携による共同研究等において女性研究者が研究代表者となったもの (女性だけでなく、男性を含めたグループも含む。) に係る研究費や、女性研究者の研究力向上や上位職への登用につながる、研究リーダーに相応しい研究能力やマネジメント能力等の育成に必要な経費		・重複していた箇所 (令和4年度、令和5年度公募要領における経費番号⑩の文言) を削除
	15 学生や保護者、地域住民を対象とした、女性研究者の研究成果報告会等の開催など普及・啓発活動に必要な経費	⑬ 学生や保護者、地域住民を対象とした、女性研究者の研究成果報告会等の開催など普及・啓発活動に必要な経費		
	16 博士課程 (後期) の女子学生を対象とした、学内フェローシップ制度等の構築及び女子学生への支援に必要な経費 (例えば対象女子学生に支給するフェローシップ (生活費相当額・研究費) 等) ※3	㉖ 博士課程 (後期) の女子学生を対象とした、学内フェローシップ制度等の構築及び女子学生への支援に必要な経費 (例えば対象女子学生に支給するフェローシップ (生活費相当額・研究費) 等)		・※3の新設
(意識啓発に係る経費)	17 機関内の幹部や研究者を対象とした女性研究者の採用・上位職登用等に関する意識啓発のための研修会等の開催に必要な経費 (研修会等における一時保育に係る経費を含む。)	⑦ 機関内の幹部や研究者を対象とした女性研究者の採用・上位職登用等に関する意識啓発のための研修会等の開催に必要な経費 (研修会等における一時保育に係る経費を含む。)		
	18 機関内でより広いダイバーシティ研究環境を形成するに当たって必要となる意識改革等の取組に係る経費	㉗ 機関内でより広いダイバーシティ研究環境を形成するに当たって必要となる意識改革等の取組に係る経費		
	19 学部や博士課程 (前期) 等の女子学生を対象とした、博士課程 (後期) 進学や研究者という職業選択に向けた相談会やセミナー等の開催、広報物の作成に必要な経費	⑧ 学部や博士課程 (前期) 等の女子学生を対象とした、博士課程 (後期) 進学や研究者という職業選択に向けた相談会やセミナー等の開催、広報物の作成に必要な経費		
(人事・教育制度関係に係る経費)	20 女性研究者の活躍促進や上位職登用につながるリカレント教育等システムの構築に必要な経費	㉘ 女性研究者の活躍促進や上位職登用につながるリカレント教育等システムの構築に必要な経費		
(機関の設定した全体の目標達成に必要な支援体制の整備)	21 「(5) 申請対象となる取組」の企画、運営、実施等を行う実施機関における特別の支援組織 (以下「支援室」という。) や相談室の維持費 (ウェブサイトの維持管理費、支援室及び相談室内で使用する設備備品、消耗品等)	① 「(5) 申請対象となる取組」の企画、運営、実施等を行う実施機関における特別の支援組織 (以下「支援室」という。) や相談室の維持費 (ウェブサイトの維持管理費、支援室及び相談室内で使用する設備備品、消耗品等)		
	22 実施機関の支援室において、当該業務を担当するマネージャー、コーディネーター、カウンセラー、相談員、事務員等 (共同実施機関と連携した取組を実施するため代表機関において雇用する者を含む。) の雇用経費	② 実施機関の支援室において、当該業務を担当するマネージャー、コーディネーター、カウンセラー、相談員、事務員等 (共同実施機関と連携した取組を実施するため代表機関において雇用する者を含む。) の雇用経費		
	23 研究とライフイベントの両立等のために必要な実施機関の研究者 (男性研究者※2も対象) の活動を支援する者 (支援する場合であっても保育を行う者は対象とはなりません。) を、事業実施機関の規程に基づき雇用するための経費	③ 研究とライフイベントを両立するために必要な実施機関の研究者 (男性研究者※1も対象) の活動を支援する者 (RA やTA など実験・データ解析等を實質的に補助する者。研究活動を支援する場合であっても保育を行う者は対象とはなりません。) の雇用経費		・並べ替えに伴う※番号の改正 ・RAやTAなど実験・データ解析等を實質的に補助する研究活動支援のみならず、当該研究者が担う教育・研究・事務業務等を支援する者について、事業実施機関の規程に基づき雇用するための経費を措置できるよう改正 (Q&A2230に補足説明追加)
	24 研究者 (男性研究者※2も対象) の育児・介護を支援するためのサポーター等を学生や地域住民等から募集し、講習会等を行うために必要な経費	④ 研究者 (男性研究者※1も対象) の育児・介護を支援するためのサポーター等を学生や地域住民等から募集し、講習会等を行うために必要な経費		・並べ替えに伴う※番号の改正
	25 機関における保育支援に必要な経費。ただし、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費 (男性研究者※2も対象) に限る	⑤ 機関における保育支援に必要な経費。ただし、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費 (男性研究者※1も対象) に限る		・並べ替えに伴う※番号の改正
	26 研究中断からの復帰・復職支援に必要な経費。ライフイベントによる研究中断から復帰・復職する研究者 (男性研究者※2も対象) の研究費や復帰・復職支援制度 (例: スタートアップに係る研究能力向上のための研修・講習会、復帰・復職直後の論文作成支援等) を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費	⑥ 研究中断からの復帰・復職支援に必要な経費。ライフイベントによる研究中断から復帰・復職する研究者 (男性研究者※1も対象) の研究費や復帰・復職支援制度 (例: スタートアップに係る研究能力向上のための研修・講習会、復帰・復職直後の論文作成支援等) を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費		・並べ替えに伴う※番号の改正
	27 研究者の採用に伴う家族の同居・帯同支援や、女性の応募者数の増加を目指した工夫などによる、従前の取組から更に高い目標の達成に向けた仕組みの構築・実施に必要な経費	㉙ 研究者の採用に伴う家族の同居・帯同支援や、女性の応募者数の増加を目指した工夫などによる、従前の取組から更に高い目標の達成に向けた仕組みの構築・実施に必要な経費		
	28 女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境を形成するための関連プログラムの開発・実施に必要な経費	㉚ 女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境を形成するための関連プログラムの開発・実施に必要な経費		
	29 他機関の男女共同参画推進や女性研究者支援の取組に係る調査及び当該取組に関するシンポジウムやセミナー等への参加に必要な経費	⑫ 他機関の男女共同参画推進や女性研究者支援の取組に係る調査旅費及び当該取組に関するシンポジウムやセミナー等への参加旅費		・旅費のみならず、本取組に必要となる経費を措置できるよう改正
	※1～3	※1 目標達成のためだけに補助期間のみ上位職へ登用する女性研究者の雇用経費は除きます。	※2 目標達成のためだけに補助期間のみ上位職へ登用する女性研究者の雇用経費は除きます。	
※2 原則として女性研究者に対する取組に必要な経費を想定していますが、機関において構築・整備した制度については、男性研究者も対象とすることが可能です。		※1 原則として女性研究者に対する取組に必要な経費を想定していますが、機関において構築・整備した制度については、男性研究者も対象とすることが可能です。		
※3 留学生を採用する際は多様な国籍であることに留意してください。また、支援を受けた留学生は、フェローシップ修了後、我が国の科学技術・イノベーションへ貢献することが期待されます。		(新設)		・本事業は、他国の後塵を拝している我が国の女性研究者割合の増加を目的のひとつとして実施されるものであることに鑑み、留学生をフェローシップの対象とする場合は、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、より多様な国・地域からの受入れを進めるように検討いただくこと、また実績報告時に支給対象者の状況を確認するため※3を追加 (Q&A2228を新設)